

かいぎん

News-Release

令和元年 6 月 28 日

各 位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行

〒900-8686 那覇市久茂地2丁目9番12号

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する ガイドライン」を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

弊行は、2018 年 2 月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019 年 10 月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時に、お取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、弊行が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1. 対象預金規定等

- ①普通預金規定
- ②総合口座取引規定
- ③当座規定（一般用）
- ④当座規定（専用約束手形口用）
- ⑤貯蓄預金規定
- ⑥納税準備預金規定
- ⑦定期預金共通規定
- ⑧財形預金共通規定
- ⑨通知預金規定
- ⑩譲渡性預金規定

2. 規定改定日：令和元年 10 月 1 日（火）

3. 主な改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の対象預金規定等についても、同様の改定を行います。

「取引の制限等」条項の新設

15. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します。）

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) ～ (5) 省略

以上

《お問い合わせ先》
事務統括部事務企画担当（幸地）
TEL 098-870-1177